

一の宮公園再整備基本計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要項

一の宮公園再整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの詳細については、下記のとおりとする。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 一の宮公園再整備基本計画策定業務委託
- (2) 目的 一の宮海岸を含む一の宮公園のエリア全体における施設の老朽化対応、安全確保・利便性向上、地域資源の活用及びユニバーサルデザインの実現を目的とした再整備基本計画を策定するものである。あわせて、令和10年度開業予定の新「道の駅」かんおんじ（仮称）との連携及びイサム・ノグチ遊具彫刻の保存・活用方針についても検討対象とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 5,280,000円（税込み）

2 業務担当部課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市経済部商工観光課

電話番号 0875-23-3933 E-mail shoukan@city.kanonji.lg.jp

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体等から指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (3) 破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (6) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 観音寺市物品の買い入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (8) 次に掲げる管理技術者を配置できること。

技術士（総合技術監理部門）または技術士（建設部門）の資格を有する者

4 業務内容

別添仕様書のとおりとする。

5 プロポーザル参加申込み手続き等

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。
 - ア プロポーザル参加申込書（様式I）
 - イ 会社概要関係書類（資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び提出期限
 - ア 提出方法：持参（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間）または郵送（書留での郵送に限る。）
 - イ 提出先：観音寺市経済部商工観光課
住 所：〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
 - ウ 提出期限：令和8年7月10日（金）午後5時
（郵送の場合は、令和8年7月9日（木）までの消印を有効とする。）

6 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は質疑書（様式II）により電子メールで行うものとする。
なお、質疑書の提出後は、商工観光課（0875-23-3933）まで電話で到達確認を行うこと。
- (2) 質疑書の提出先及び提出期限
 - ア 提出先：観音寺市経済部商工観光課
E-mail：shoukan@city.kanonji.lg.jp
 - イ 提出期限：令和8年7月7日（火）午後5時
- (3) 質問に対する回答
回答は、令和8年7月8日（水）に、全参加申込者に電子メールにて行う。

7 提案書等の提出

- (1) 参加申込事業者は、本プロポーザルの実施にかかる下表の書類を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

	書類名	様式等	記載事項等	部数
ア	提案書表紙	様式III		1部
イ	見積書、見積内訳書	様式IV（見積内訳書は任意様式）		各1部
ウ	業務実績確認書	任意様式	以下の2点が確認できるもの ①過去10年以内に元請として受注・完了した公共施設の地域振興に関する計画策定業務の実績（件数・内容） ②管理技術者として配置する予定の者の類似業務経験（件数・内容・所属会社を問わない）	1部
エ	技術提案書	任意様式	仕様書を踏まえ、以下の事項を記載すること ・管理技術者の経歴及び資格 ・業務の背景及び目的の理解 ・対象エリアの現状・動向把握	7部

			<ul style="list-style-type: none"> ・課題・制約条件の把握 ・全体的な業務の進め方 ・関係者調整・合意形成の進め方 ・成果品の品質確保に関する考え方 ・独自提案 ・業務工程表 ・業務実施体制 	
オ	国税及び地方税に滞納がないことの証明	証明年月日が提案書類提出日以前3か月以内のもの		1部

(2) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- ア 提出方法：持参（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間）または郵送（書留での郵送に限る。）
- イ 提出先：観音寺市経済部商工観光課
住 所：〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
- ウ 提出期限：令和8年7月22日（水）午後5時
（郵送の場合は、令和8年7月21日（火）までの消印を有効とする。）

8 提案書等の作成方法

- (1) 提案書類及び様式並びに用紙の大きさ
 - ア 特に指定がある場合を除き、A4版普通紙を使用する。（A3版折込頁の挿入は可）
 - イ 各書類の下部余白に頁番号を付すること。
 - ウ 記載する内容については、各者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。
 - エ 提案書表紙及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、社名が分かる表示は一切しないこと。

9 プレゼンテーション

- (1) 令和8年7月28日（火）にプレゼンテーションの実施を予定する。プレゼンテーションの場所及び詳細な日時については、参加者に別途電子メールにて通知する。
- (2) 参加申込者が5者以上であった場合は、提出書類による1次審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を4者に限定する。1次審査は、技術提案書評価採点表のうち企業の業務実績（5点）、管理技術者の業務経験（5点）及び価格評価点（10点）の合計20点満点により事務局が採点し、上位4者を選定する。審査結果は全参加申込者に通知する。
- (3) プレゼンテーションは匿名で行い、社名が分かるものの持ち込みは禁止とする。
- (4) プレゼンテーション出席者は、本業務を担当する技術者から1者あたり3名以内とする。ただし、委託業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクター（モニター）を用いて説明することを可能とする。
- (5) プレゼンテーションは1者当たり30分以内とし、提案書の説明を20分程度、評価委員からの質疑回答を10分程度とする。
- (6) 必要な機材（PC等）は提案者が用意することとする。プロジェクター及びスクリーン（モニター）は、本市にて用意する。

10 評価（審査）基準

- (1) 本プロポーザルの評価（審査）方法
 - ア 技術提案書及びプレゼンテーションの内容並びに見積価格を総合的に評価し、受託候補者を特定する。

イ 評価（審査）は、市職員で構成する評価委員会において行う。各委員の採点を集計し、評価点合計の6割以上を満たした者のうち、委員の評価点の合計が最も高い提案を行った者を受託候補者とする。ただし、評価点の合計が最も高い提案を行った者が2人以上あるときは、見積額が低い者を受託候補者とし、見積額が同額の場合は、抽選により決定する。

(2) 評価（審査）基準

別添「技術提案書評価採点表」のとおりとする。

(3) 評価委員会

受託候補者の特定までに関わる評価（審査）は、庁内関係職員による評価委員会で行う。

11 無効となる提案書

提案書がこの実施要項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合には、無効となることがある。また、契約限度額を超える見積書を提出した者は失格とする。

12 日程（予定）

公募開始	令和8年7月1日（水）
参加申し込み	令和8年7月1日（水）～令和8年7月10日（金）
質問の受付	令和8年7月1日（水）～令和8年7月7日（火）
質問の回答	令和8年7月8日（水）
提案書等の提出期限	令和8年7月22日（水）
プレゼンテーション	令和8年7月28日（火）（予定）
結果通知	令和8年8月上旬（予定）
契約締結	令和8年8月中旬（予定）

13 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出する提案は、各者1件とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で複製を作成する。
- (5) 参加申込者が1者のみの場合も審査を実施する。なお、その場合において、提案者の採点結果が評価点合計の6割に満たないときは、受託候補者として選定しない。
- (6) プロポーザル参加申込書提出以降に諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 提案にあたっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (8) 受託候補者として特定された者と本業務の委託契約について協議を行い、随意契約の方法により契約を締結する。
- (9) 参加申込者がいない場合又は審査の結果受託候補者がいない場合は、改めて公募を行うものとする。